

報告 1

長与町国民保護計画の一部変更について

年次データ等の更新により、長与町国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告します。

平成28年 6月 7日

長与町長 吉 田 慎 一

長与町国民保護計画変更

新旧対照表

平成28年3月

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	4用語の定義
4	1	1	
現 行 計 画			

指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、消防庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、**原子力規制委員会**、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、観光庁及び消費者庁が指定されている。

変更する 理由	機関の名称の変更
変 更 後	

指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、消防庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、**原子力規制庁**、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、観光庁及び消費者庁が指定されている。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	○関係機関の業務
11	1	3	
現 行 計 画			

○関係機関の業務

【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 警報の発令 2 武力攻撃事態等の情報の提供 3 避難措置の指示、救援の指示・支援 4 放射性物質等（NBC「核・生物・化学」災害）による汚染への対処 5 原子炉等による被害の防止 6 危険物質等に関する危険の防止 7 感染症等への対処

関係機関（指定行政機関等）の名称		
内閣府 国家公安委員会 警察庁 防衛省 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁	中小企業庁 原子力規制委員会 国土交通省 国土地理院 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省	農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 気象庁 海上保安庁 環境省 観光庁 消費者庁

変更する 理由	機関の名称の変更
変 更 後	

○関係機関の業務

【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 警報の発令 2 武力攻撃事態等の情報の提供 3 避難措置の指示、救援の指示・支援 4 放射性物質等（NBC「核・生物・化学」災害）による汚染への対処 5 原子炉等による被害の防止 6 危険物質等に関する危険の防止 7 感染症等への対処

関係機関（指定行政機関等）の名称		
内閣府 国家公安委員会 警察庁 防衛省 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁	中小企業庁 原子力規制庁 国土交通省 国土地理院 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省	農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 気象庁 海上保安庁 環境省 観光庁 消費者庁

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(2) 気候
18	1	4	
現 行 計 画			

(2) 気候

本町の北部に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約 17℃で一般的に温和な気候である。風は冬季の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均 2.2m 程度の風速にすぎない。

本町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天候も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。

春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンが始まる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は 35℃を超えることもしばしばある。7、8、9月は台風時期となり、年によっては大きな被害を被ることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝の冷え込みも強く、11月に入ると初霜が降りる。やがて秋の好天も終わりごろになると西高東低の冬型気圧配置となり、曇りの日が多く、あられやにわか雪が多くなって日本海側気候となる。しかし、積雪が 20 cm を越えることは極めてまれである。

降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。平成 21 年から平成 25 年までの月別降水量をみると次表のとおりである。

月別降水量 (mm)

(資料：長崎海洋気象台)

月	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平均値
1	56.5	61.5	8.5	24.0	37.5	64.0
2	156.0	119.0	35.5	136.0	148.5	85.7
3	181.0	160.5	61.0	187.5	91.5	132.0
4	102.5	211.0	81.0	144.0	148.5	151.3
5	101.5	231.5	211.5	52.5	126.0	179.3
6	305.0	364.0	788.5	637.0	224.0	314.6
7	414.5	214.0	162.5	222.5	10.5	314.4
8	74.0	110.5	335.5	118.5	198.5	195.4
9	51.0	140.0	118.0	212.5	160.0	188.8
10	150.0	108.5	124.0	108.5	249.5	85.8
11	140.5	31.0	214.0	168.0	210.5	85.6
12	68.5	146.0	29.0	124.5	78.5	60.8
	1,801.0	1,897.5	2,169.0	2,135.5	1,683.5	1,857.7

平均値は 1981 年から 2010 年の 30 年間の平均値

変更する理由	数値の更新、機関の名称の変更
変 更 後	

(2) 気候

本町の北部に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約 17℃で一般的に温和な気候である。風は冬季の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均 2.2m 程度の風速にすぎない。

本町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天候も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。

春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンが始まる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は 35℃を超えることもしばしばある。7、8、9月は台風時期となり、年によっては大きな被害を被ることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝の冷え込みも強く、11月に入ると初霜が降りる。やがて秋の好天も終わりごろになると西高東低の冬型気圧配置となり、曇りの日が多く、あられやにわか雪が多くなって日本海側気候となる。しかし、積雪が 20 cm を越えることは極めてまれである。

降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。平成 22 年から平成 26 年までの月別降水量をみると次表のとおりである。

月別降水量 (mm)

(資料：長崎地方气象台)

月	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平均値
1	61.5	8.5	24.0	37.5	30.0	64.0
2	119.0	35.5	136.0	148.5	106.0	85.7
3	160.5	61.0	187.5	91.5	154.5	132.0
4	211.0	81.0	144.0	148.5	114.0	151.3
5	231.5	211.5	52.5	126.0	113.5	179.3
6	364.0	788.5	637.0	224.0	226.5	314.6
7	214.0	162.5	222.5	10.5	417.5	314.4
8	110.5	335.5	118.5	198.5	483.0	195.4
9	140.0	118.0	212.5	160.0	159.5	188.8
10	108.5	124.0	108.5	249.5	129.5	85.8
11	31.0	214.0	168.0	210.5	61.0	85.6
12	146.0	29.0	124.5	78.5	138.5	60.8
	1,897.5	2,169.0	2,135.5	1,683.5	2,133.5	1,857.7

平均値は 1981 年から 2010 年の 30 年間の平均値

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(2) 気候
19	1	4	
現 行 計 画			

日別降水量の記録では、昭和 57 年 7 月 23 日の 475 mm がこれまでの最高で、時間最大雨量（19:00～20:00）が 187 mm でわが国観測史上第 1 位の驚異的降水量を記録している。

風は、特に台風期を除いてはほしい穏やかで、年間平均 2.2m にすぎない。北西の季節風の最盛期は 12 月下旬から 3 月上旬までである。また、3 月中旬の黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

平年の梅雨入りは 6 月 5 日頃、梅雨明けは 7 月 18 日頃で、この間に年間降水量のおよそ 37% にあたる 750 mm 余りの雨が降る。もっとも、この入梅も出梅も年によってはかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間でもっとも大雨が降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による大きな災害は、その多くが梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和 57 年の長崎大水害である。

冬から早春にかけては、100 mm を超えるような大雨はほとんどないが、4 月から 10 月までは低気圧の接近・通過により大雨が降ることがある。このように大雨をもたらす低気圧は、顕著な前線を伴っていることが多い。

8 月には台風くずれの低気圧が東北地方あたりに去ったあと、その中心から南西に延びる前線が本県を通過する際、雷を伴った強雨を降らすことがあるため注意を要する。

長崎県を中心として九州北部付近を通過し、県内のどこかに災害をもたらした台風は、主に 7、8、9 月の 3 ヶ月に襲来している。しかし、実際に被害を見るのは 1 年に 1～3 個となっている。

過去 10 年間の気象観測記録（年別値）

（資料：長崎海洋气象台）

	気温（℃）			平均相対湿度 （%）	平均風速 （m/s）	降水量 （mm）	日照時間 （h）
	平均	最高	最低				
平成16年	17.9	36.4	-2.3	67	2.2	1,618.0	2,052.4
17	17.2	35.3	-1.3	68	2.4	1,373.0	1,935.3
18	17.5	35.2	-1.2	69	2.4	2,535.0	1,852.6
19	18.0	34.8	-1.4	65	2.3	1,464.0	1,946.6
20	17.3	35.1	-0.8	67	2.2	1,840.0	1,876.8
21	17.4	36.5	-1.2	68	2.3	1,801.0	1,900.2
22	17.5	35.0	-0.8	70	2.3	1,897.5	1,755.5
23	17.0	36.1	-2.3	71	2.3	2,169.0	1,726.0
24	16.9	36.8	-3.0	73	2.3	2,135.5	1,711.1
25	17.5	37.7	-1.6	71	2.3	1,683.5	2,018.1

変更する 理由	数値の更新、機関の名称の変更
変 更 後	

日別降水量の記録では、昭和 57 年 7 月 23 日の 475 mm がこれまでの最高で、時間最大雨量（19:00～20:00）が 187 mm でわが国観測史上第 1 位の驚異的降水量を記録している。

風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均 2.2m にすぎない。北西の季節風の最盛期は 12 月下旬から 3 月上旬までである。また、3 月中旬の黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

平年の梅雨入りは 6 月 5 日頃、梅雨明けは 7 月 18 日頃で、この間に年間降水量のおよそ 37% にあたる 750 mm 余りの雨が降る。もっとも、この入梅も出梅も年によってはかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間でもっとも大雨が降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による大きな災害は、その多くが梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和 57 年の長崎大水害である。

冬から早春にかけては、100 mm を超えるような大雨はほとんどないが、4 月から 10 月までは低気圧の接近・通過により大雨が降ることがある。このように大雨をもたらす低気圧は、顕著な前線を伴っていることが多い。

8 月には台風くずれの低気圧が東北地方あたりに去ったあと、その中心から南西に延びる前線が本県を通過する際、雷を伴った強雨を降らすことがあるため注意を要する。

長崎県を中心として九州北部付近を通過し、県内のどこかに災害をもたらした台風は、主に 7、8、9 月の 3 ヶ月に襲来している。しかし、実際に被害を見るのは 1 年に 1～3 個となっている。

過去 10 年間の気象観測記録（年別値）

（資料：長崎地方気象台）

年	気温（℃）			平均相対湿度 （%）	平均風速 （m/s）	降水量 （mm）	日照時間 （h）
	平均	最高	最低				
平成17年	17.2	35.3	-1.3	68	2.4	1,373.0	1,935.3
18	17.5	35.2	-1.2	69	2.4	2,535.0	1,852.6
19	18.0	34.8	-1.4	65	2.3	1,464.0	1,946.6
20	17.3	35.1	-0.8	67	2.2	1,840.0	1,876.8
21	17.4	36.5	-1.2	68	2.3	1,801.0	1,900.2
22	17.5	35.0	-0.8	70	2.3	1,897.5	1,755.5
23	17.0	36.1	-2.3	71	2.3	2,169.0	1,726.0
24	16.9	36.8	-3.0	73	2.3	2,135.5	1,711.1
25	17.5	37.7	-1.6	71	2.3	1,683.5	2,018.1
26	17.0	36.2	-0.7	71	2.3	2,133.5	1,761.0

現行計画の編章			
頁	編	章	(2) 気候 (3) 人口分布
20	1	4	
現行計画			

平成25年の気象観測記録（月別値）

（資料：長崎海洋気象台）

	気温（℃）			平均相対湿度 （%）	平均風速 （m/s）	降水量 （mm）	日照時間 （h）
	平均	最高	最低				
1月	6.3	10.3	2.8	68	2.2	37.5	135.5
2月	8.1	12.0	4.5	67	2.3	148.5	138.1
3月	12.2	16.8	8.0	69	2.5	91.5	175.1
4月	14.6	19.0	10.3	65	3.0	148.5	200.6
5月	20.0	24.7	15.9	70	2.2	126.0	247.3
6月	23.7	26.9	21.2	82	2.1	224.0	82.4
7月	28.3	31.5	26.3	79	3.3	10.5	191.5
8月	29.3	33.5	26.2	75	2.6	198.5	234.6
9月	25.1	29.1	21.8	70	2.1	160.0	221.0
10月	20.8	24.9	17.5	70	2.3	249.5	175.0
11月	13.3	17.0	9.7	71	2.3	210.5	112.4
12月	8.3	11.5	5.5	67	2.6	78.5	104.6

(3) 人口分布

住民基本台帳人口

（資料：住民課 調）

区分	世帯数	人口			1世帯あたり 人員(人)	年平均 増加率(%)
		総数(人)	男(人)	女(人)		
昭和35年度	2,129	11,287	5,345	5,942	5.30	-
40	2,637	12,370	6,100	6,270	4.69	3.4
45	3,380	14,371	6,984	7,387	4.25	1.9
50	5,124	19,886	9,712	10,174	3.88	11.1
55	8,005	29,356	14,398	14,958	3.67	3.3
60	8,973	31,296	15,199	16,097	3.49	1.6
平成2年度	10,158	33,735	16,319	17,416	3.32	0.2
7	11,664	36,169	17,299	18,870	3.10	2.7
8	12,293	37,701	18,046	19,655	3.07	4.2
9	12,689	38,418	18,444	19,974	3.03	1.9
10	13,140	39,387	18,946	20,441	3.00	2.5
11	13,605	40,298	19,346	20,952	2.96	2.3
12	14,015	41,076	19,761	21,315	2.93	1.9
13	14,412	41,808	20,063	21,745	2.90	1.8
14	14,740	42,343	20,327	22,016	2.87	1.3
15	14,950	42,723	20,511	22,212	2.86	0.9
16	15,068	42,728	20,512	22,216	2.84	0.0
17	15,182	42,568	20,387	22,181	2.80	△0.4
18	15,248	42,184	20,157	22,027	2.77	△0.9
19	15,478	42,207	20,127	22,080	2.73	0.1
20	15,651	42,260	20,179	22,081	2.70	0.1
21	15,909	42,528	20,281	22,247	2.67	0.6
22	16,100	42,605	20,343	22,262	2.65	0.2
23	16,283	42,462	20,267	22,195	2.61	△0.3
24	16,397	42,397	20,242	22,155	2.59	△0.2
25	16,511	42,241	20,176	22,065	2.56	△0.4

変更する理由	数値の更新、機関の名称の変更
変 更 後	

平成 26 年の気象観測記録（月別値）

（資料：長崎地方気象台）

月	気温（℃）			平均相対湿度 （%）	平均風速 （m/s）	降水量 （mm）	日照時間 （h）
	平均	最高	最低				
1月	7.8	17.4	0.2	65	2.4	30.0	155.5
2月	8.1	19.3	1.4	68	2.4	106.0	118.2
3月	11.9	24.0	1.1	67	2.7	154.5	174.9
4月	15.6	24.8	6.1	67	2.3	114.0	157.9
5月	19.4	28.5	9.3	69	2.2	113.5	248.3
6月	22.1	28.4	16.9	80	2.1	226.5	101.3
7月	26.1	36.2	20.0	81	2.3	417.5	139.7
8月	26.7	34.5	22.0	81	2.5	483.0	102.3
9月	24.2	31.6	16.6	74	1.9	159.5	149.9
10月	20.2	30.1	11.5	68	2.5	129.5	188.5
11月	14.9	22.7	6.7	69	2.1	61.0	136.2
12月	7.4	19.2	-0.7	68	2.6	138.5	88.3

(3) 人口分布

住民基本台帳人口

（資料：住民課調）

区分	世帯数	人口			1世帯あたり 人員(人)	年平均 増加率(%)
		総数(人)	男(人)	女(人)		
昭和35年度	2,129	11,287	5,345	5,942	5.30	-
40	2,637	12,370	6,100	6,270	4.69	3.4
45	3,380	14,371	6,984	7,387	4.25	1.9
50	5,124	19,886	9,712	10,174	3.88	11.1
55	8,005	29,356	14,398	14,958	3.67	3.3
60	8,973	31,296	15,199	16,097	3.49	1.6
平成2年度	10,158	33,735	16,319	17,416	3.32	0.2
7	11,664	36,169	17,299	18,870	3.10	2.7
8	12,293	37,701	18,046	19,655	3.07	4.2
9	12,689	38,418	18,444	19,974	3.03	1.9
10	13,140	39,387	18,946	20,441	3.00	2.5
11	13,605	40,298	19,346	20,952	2.96	2.3
12	14,015	41,076	19,761	21,315	2.93	1.9
13	14,412	41,808	20,063	21,745	2.90	1.8
14	14,740	42,343	20,327	22,016	2.87	1.3
15	14,950	42,723	20,511	22,212	2.86	0.9
16	15,068	42,728	20,512	22,216	2.84	0.0
17	15,182	42,568	20,387	22,181	2.80	△0.4
18	15,248	42,184	20,157	22,027	2.77	△0.9
19	15,478	42,207	20,127	22,080	2.73	0.1
20	15,651	42,260	20,179	22,081	2.70	0.1
21	15,909	42,528	20,281	22,247	2.67	0.6
22	16,100	42,605	20,343	22,262	2.65	0.2
23	16,283	42,462	20,267	22,195	2.61	△0.3
24	16,397	42,397	20,242	22,155	2.59	△0.2
25	16,511	42,241	20,176	22,065	2.56	△0.4
26	16,649	42,340	20,205	22,135	2.54	0.2

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(3) 人口分布
21	1	4	
現 行 計 画			

自治会別人口／世帯数

自治会名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
木場	132	155	287	82
大越	108	91	199	70
横平	129	142	271	115
上平	179	211	390	145
下平	364	375	739	271
三根	276	338	614	261
ニュータウン東	532	509	1,041	440
ニュータウン中央	489	589	1,078	444
ニュータウン西	491	573	1,064	453
池山	763	848	1,611	617
内園	339	409	748	306
井手本	325	335	660	252
辻後	489	526	1,015	401
青葉台	484	586	1,070	426
日当野	178	185	363	191
道の尾	537	573	1,110	538
高田越	817	863	1,680	723
百合野	693	769	1,462	602
百合野第1	171	188	359	163
百合野第2	513	627	1,140	484
東高田	484	494	978	395
下高田	226	248	474	203
西高田	696	719	1,415	578
南田川内	534	590	1,124	462
丸田谷	316	357	673	266
丸田アパート	534	489	1,023	331
皆前	523	598	1,121	486
嬉里中央	878	1,029	1,907	803
定林	318	364	682	272
嬉里谷	439	464	903	334
三彩	732	797	1,529	630
上齊藤	164	168	332	134
毛屋白津	172	156	328	120
舟津	216	220	436	169
佐敷川内	351	380	731	274
前田川内・浜崎	502	534	1,036	388
岡中央	549	600	1,149	422
馬込一本松	89	97	179	76
塩床	85	87	172	59
川頭	3	5	8	4
南陽台	671	726	1,397	533
岡岬	67	89	156	68
サニータウン南	448	513	961	338
サニータウン北	659	732	1,391	463
サニータウン東	91	102	193	64
緑ヶ丘西	846	865	1,711	479
緑ヶ丘東	0	0	0	0
フォーレツインキャッスル	317	353	670	248
まなび野西	586	656	1,242	472
まなび野東	666	736	1,402	453
北陽台	5	5	10	3
合計	20,176	22,065	42,241	16,511

平成26年3月末現在

変更する理由	数値の更新
変 更 後	

自治会別人口／世帯数

自治会名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数計(世帯)
木場	132	152	284	82
大越	104	84	188	69
横平	132	144	276	117
上平	180	211	391	150
下平	354	363	717	267
三根	280	344	624	268
ニュータウン東	525	505	1,030	427
ニュータウン中央	497	590	1,087	449
ニュータウン西	474	553	1,027	444
池山	746	833	1,579	611
内園	344	404	748	306
井手本	314	329	643	243
辻後	482	513	995	396
青葉台	496	593	1,089	430
日当野	168	177	345	179
道の尾	534	559	1,093	532
高田越	822	900	1,722	742
百合野	701	773	1,474	611
百合野第1	166	187	353	165
百合野第2	523	623	1,146	489
東高田	468	496	964	390
下高田	226	245	471	203
西高田	674	695	1,369	567
南田川内	505	564	1,069	448
丸田谷	306	346	652	267
丸田アパート	509	465	974	321
皆前	518	579	1,097	475
嬉里中央	855	1,019	1,874	800
定林	305	354	659	270
嬉里谷	424	462	886	339
三彩	723	806	1,529	623
上斉藤	162	176	338	137
毛屋白津	175	157	332	122
舟津	215	215	430	171
佐敷川内	345	379	724	274
前田川内・浜崎	499	525	1,024	378
岡中央	534	577	1,111	415
馬込一本松	87	96	183	75
塩床	79	86	165	57
川頭	3	4	7	4
南陽台	670	716	1,386	538
岡岬	69	93	162	67
サニータウン南	430	493	923	332
サニータウン北	655	732	1,387	472
サニータウン東	87	103	190	65
緑が丘	838	848	1,686	485
フォーレツインキャッスル	316	351	667	248
まなび野西	568	669	1,237	490
まなび野東	673	735	1,408	459
北陽台	313	312	625	180
合計	20,205	22,135	42,340	16,649

平成27年3月末現在

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(3) 人口分布
22	1	4	
現 行 計 画			

郷別人口／世帯数

郷名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
本川内郷	403	420	823	290
平木場郷	499	538	1,037	381
三根郷	2,158	2,321	4,479	1,638
吉無田郷	4,125	4,648	8,773	3,352
高田郷	5,180	5,617	10,797	4,562
丸田郷	1,506	1,569	3,075	1,152
嬉里郷	2,728	3,083	5,811	2,384
斉藤郷	399	391	790	307
岡 郷	1,926	2,087	4,013	1,520
まなび野(1, 2, 3丁目)	1,252	1,391	2,643	925
合計	20,176	22,065	42,241	16,511

H26. 3月末現在

変更する理由	数値の更新
変 更 後	

郷別人口／世帯数

郷名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
本川内郷	403	414	817	292
平木場郷	489	525	1,014	381
三根郷	2,152	2,304	4,456	1,642
吉無田郷	4,055	4,583	8,638	3,332
高田郷	5,396	5,836	11,232	4,707
丸田郷	1,448	1,508	2,956	1,130
嬉里郷	2,733	3,117	5,850	2,408
斉藤郷	398	397	795	313
岡 郷	1,891	2,049	3,940	1,496
まなび野(1, 2, 3丁目)	1,240	1,402	2,642	948
合計	20,205	22,135	42,340	16,649

H27. 3月末現在

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	(4) 道路の位置等
22	1	4	
現 行 計 画			

(4) 道路の位置等

道路は、国道 207 号、県道長崎・多良見線、東長崎・長与線、長与・大橋町線の 4 路線が骨格を形成し、主要幹線道路となっており、これらに町道が接続して道路網を形成しています。

国道 8,617.2m、 県道 14,517.2m、 町道 196,117.0m となっています。

(資料：長与町第 8 次総合計画)

変更する 理由	数値の更新
変 更 後	

(4) 道路の位置等

道路は、国道 207 号、県道長崎・多良見線、東長崎・長与線、長与・大橋町線の 4 路線が骨格を形成し、主要幹線道路となっており、これらに町道が接続して道路網を形成しています。

国道 8,676.3m、 県道 14,418.7m、 町道 197,721.0m となっています。

(資料：長与町第 9 次総合計画)

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	1 基本的考え方
37	2	1	
現 行 計 画			

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況の写真等を県対策本部等に伝送するシステムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

変更する理由	長崎県国民保護計画変更による情報伝達手段の追加
変 更 後	

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

施設 設備 面	・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速にかつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、情報伝達手段の的確な管理・運用に努める。
	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況の写真等を県対策本部等に伝送するシステムの構築に努める。
運 用 面	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
面	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	
38	2	1	2 警報等の伝達に必要な準備
現 行 計 画			

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

変更する 理 由	長崎県国民保護計画変更による情報伝達手段の追加
変 更 後	

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、**全国瞬時警報システム(J-ALERT)**などを活用した訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	2 警報の内容の伝達方法
69	3	4	
現 行 計 画			

(1) 警報の内容の伝達方法については、**当面の間は**、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

変更する 理由	長崎県国民保護計画変更による情報伝達手段の追加
変 更 後	

(1) 警報の内容の伝達方法については、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、**全国瞬時警報システム(J-ALERT)**を**活用し**同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、**その他の情報伝達手段も活用し**、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

現 行 計 画 の 編 章			
頁	編	章	3 救援の内容
84	3	5	
現 行 計 画			

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

変更する 理由	救援事務の移管による変更
変 更 後	

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。